

追加議案一覧表

(平成30年9月 湖西市議会定例会)

議案番号

件

名

議案第103号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第104号 議員派遣について

議案第 103 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 9 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請又は同法第 18 条第 17 項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知	床面積の合計が 30m ² 以下のもの	14,000 円
	床面積の合計が 30m ² を超え 100m ² 以下のもの	16,000 円
	床面積の合計が 100m ² を超え 200m ² 以下のもの	22,000 円
	床面積の合計が 200m ² を超え 500m ² 以下のもの	30,000 円

」

を

「

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく 建築物に関する中間検 査申請又は同法第 18 条第 17 項の規定に基 づく建築物に関する特 定工程工事終了通知	床面積の合計が 30m ² 以下のもの	14,000 円
	床面積の合計が 30m ² を超え 100m ² 以下のもの	16,000 円
	床面積の合計が 100m ² を超え 200m ² 以下のもの	22,000 円
	床面積の合計が 200m ² を超え 500m ² 以下のもの	30,000 円
建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の 敷地と道路との関係の建築認定申請		27,000 円

」

に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 104 号

議員派遣について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 161 条の規定により、別紙のとおり議員を派遣する。

平成 30 年 9 月 18 日提出

湖西市議会議長 二 橋 益 良 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 渡 辺 貢

(議案第 104 号別紙)

1 第 80 回全国都市問題会議に派遣

- (1) 派遣目的 全国市長会主催により、市長及び学識経験者の経験や研究成果に基づいた講演と報告・パネルディスカッションを通じて、各市町が抱える共通した課題の解決への糸口を見出す会議が毎年開催されている。
本市議会はこの会議に参加し、住民全体の福祉向上と地域社会の活力発展を目指し、その実現のため積極的に努力する。
- (2) 派遣場所 新潟県長岡市 シティホールプラザ アオーレ長岡
- (3) 派遣期間 平成 30 年 10 月 10 日から 10 月 12 日
- (4) 派遣議員 楠 浩幸、渡辺 貢、豊田一仁、二橋益良